

「テレビ番組制作会社管理暫定規定」

2004年11月29日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

2004年11月29日作成

「中外合資、合弁テレビ番組制作経営企業管理暫定規定」

「中外合資、合弁テレビ番組制作経営企業管理暫定規定」は2004年6月18日、国家广播電影電視總局の局務會議の審議を通り、中華人民共和国商務部の審議を経て発布され、2004年11月28日をもって施行される。

国家广播電影電視總局局長：徐光春
中華人民共和国商務部部長：薄熙来
二〇〇四年十月二十八日

中外合資、合弁テレビ番組制作経営企業管理暫定規定

第一章 総 則

第一条 中国におけるテレビ番組制作産業の発展を促すため、中外合資、合弁テレビ番組制作経営企業管理の規範として、「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」と「テレビ管理条例」等の規定に基づき、本規定は制定される。

第二条 中華人民共和国国内において設立・経営される、全ての中外合資、合弁のテレビ番組制作経営企業に本規定は適用される。

第三条 本規定で称する中外合資、合弁のテレビ番組制作経営企業とは海外のテレビ局(以下“外方”とする)と中国のテレビ番組制作団体および国内のその他投資家(以下“中方”とする)が中国国内において合資、合弁により設立された専業もしくは兼業テレビ番組製作発行業務を行う企業(以下“合営企業”とする)の事を指す。

第四条 外国独資のテレビ番組制作経営企業の設立は認めない。

第五条 広電總局、商務部は職責に基づき分担して、共同で全国の合営企業設立における審査と監督管理の責任を負う。

各省のテレビ行政部門は行政区域内の合営企業の日常監督管理の責任を負う。

第二章 機関設立

第六条 合営企業設立の申請は以下の条件に符合しなければならない：

- (一) 国家が制定したテレビ番組制作業務の発展計画に沿うこと；
- (二) 中外合営のおおのは独立法人の資格を均等に有すること。うち中方は「テレビ番組制作経営許可証」もしくは「テレビドラマ制作許可証(甲種)」を持つ団体を一つ擁すること。外方はテレビ業務を専門に行う企業であること；
- (三) 合営企業は有限責任公司とする；
- (四) 登記資本金は少なくとも200万ドルもしくはそれと等価の人民元、アニメーション制作の合営企業設立は、100万ドルもしくはそれと等価の人民元を必要とする；
- (五) 法定代表人は中方から任命されなければならない；
- (六) 合営企業における中方の内一団体は少なくとも51%の株式を擁すること；
- (七) 中外両者は申請日より前三年以内に違法違反そのた不良記録の無い事を申請する事；

(八) 合営企業は独自の社章を有する事。

第七 中方は現金方式の出資でも建築物、工場、機器設備もしくはその他の物資、工業財産権、専有技術、土地使用権等を換算して出資してもよい。外方は必ず現金方式での出資でなくてはならない。

第八 合営企業の設立にあたり、株式の半数以上を占有している中方は以下の順序に従い広電総局および商務部へ申請を行わなければならない:

- (一) 中方は所在する省のテレビ行政部門に申請書を提出すること。最初の審査で同意を得た後、省のテレビ行政部門より広電総局に通知し、広電総局は全ての書類を受理した日から数えて 20 営業日以内に許可するか否かの決定をする。許可を得たものには、広電総局より批准書類が発行され、許可を得なかつたものには、書面にて理由を説明する事とする。
- (二) 中方は広電総局の許可証をもって所在する省のテレビ行政部門を通し商務部へ審議申請を行うこと。商務部は全ての書類を受理した日から数えて 20 営業日以内に許可するか否かの決定をする。許可を得たものには、「外商投資企業批准証書(外商投?企?批准??)」が公布され; 許可を得なかつたものには、書面にて理由を説明する事とする。
- (三) 広電総局は「外商投資企業批准証書」を取得した合営企業に対し「テレビ番組制作経営許可書(合営)」が発行される。
- (四) 合営企業は「テレビ番組制作経営許可書(合営)」と「外商投資企業批准証書」をもって登記手続きを行い、「企業法人営業許可書」を受け取ること。
中央部門およびその直属機関は直接広電総局と商務部に申請をすること。

第九 条 合営企業設立の申請時、投資者は以下の資料を提示しなくてはならない:

- (一) 申請報告。設立予定の合営企業名称、住所、連絡方法、法定代表人の氏名; 合弁する中外両者の背景概況; 合営企業の登記資本金; 合弁する中外両者の出資比率、組織構造; 合営企業設立申請の具体的な理由、利点および発展計画等を明記する事;
- (二) 合営企業契約書、規約(契約の中で決めておかなければならぬもの: 番組テーマ、中方が同意しているべき内容);
- (三) 中方企業の登録している登記証明書類と「テレビ番組制作経営許可証」もしくは「テレビドラマ制作許可証(甲種)」;
- (四) 中方の資本証明;
- (五) 外方の銀行資本証明、合法存続証明と外方が専門でテレビ業に従事しているという証明;
- (六) 法定代表人と主要管理構成員(役員、社長、副社長、経理責任者)の身分証明;
- (七) 工商行政部門が設立予定の合営企業名称を既に了承していると言う通知書;
- (八) 合営企業の社章の見本。

第十条 既に設立された合営企業の株権に変更があった場合、本規定第六条に符合しているかを確認の上、商務部に指示を仰ぎ、広電総局を経て変更に同意するか否かを決定する事とする。合営企業の法定代表人、住所等の変更、支店の設立あるいはテレビ番組制作業務を停止する場合、許可を出した機関に指示を仰ぎ、登記取り消し等の手続きをとること。

第三章 管理

第十一條 合営企業は中華人民共和国の法律、法規と関連政策を遵守しなければならず、その正当な経営活動およびその合法的権益は中華人民共和国の法律に守られている。

第十二条 合営企業は特定のテーマ、コラム、文芸、アニメーション等のテレビ番組の制作は出来るが、政治、ニュースや同じ類のテーマ、コラム番組の制作は認められない。合営企業がテレビドラマを制作するにあたっては、広電総局の関連規定を守り、「テレビドラマ制作許可証」を有していなければならない。

第十三条 合営企業は毎年制作する番組全体の少なくとも三分の二は中国をテーマにしなければならない。国家としては中国の専門家を合営企業の番組制作に参加させるように奨励する。

第十四条 合営企業は以下の内容の番組を制作、運営してはならない：

- (一) 憲法に定められた基本原則に反対するもの；
- (二) 国家の統一、主権、領土の保全を脅かすもの；
- (三) 国家機密の漏洩や、国家の安全を脅かし、中国の名誉と利益を損なうもの；
- (四) 民族間の憎しみ、差別を扇動し、民族の団結を壊し、民族の風俗習慣を侵すもの；
- (五) 邪教、迷信を宣揚するもの；
- (六) 社会秩序を乱し、社会の安定を壊すもの；
- (七) 淫猥、賭博、暴力もしくは教唆犯罪を宣揚するもの；
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗、また他人の人権を侵すもの；
- (九) 社会の公徳を脅かし、民族の優れた文化伝統をそしむる；
- (十) その他、法律、行政法規と国家規定で禁止された内容。

第十五条 合営企業は「テレビ番組制作経営許可証(合営)」を厳格に遵守し許可された範囲内で制作経営活動を展開すること。「テレビ番組制作経営許可証(合営)」の有効期限は十年とし、期限に達した場合、延長申請が可能である。

第十六条 合営企業は国内テレビ番組制作経営団体と同等の権利と義務を有する。その制作されたテレビ番組は国内テレビ番組と同等と見なされ国家の関連規定の管理に従うこと。

第十七条 国家として合営企業が海外へ向け中国の各種テレビ番組を配給、販売もしくは代理輸出することを奨励する。

第十八条 合営企業の経営を外方、国外団体もしくは国内のその他外資系投資企業に委託もしくは貸し与えてはならず、外方、その他国外団体もしくは国内の外資系投資企業に請負経営をさせてはならない。

第十九条 合営企業が所有する「テレビ番組制作経営許可証(合営)」の如何なる改ざん、租借、販売、偽造を禁ずる。

第二十条 合営企業は進んでテレビ行政部門の管理監督を受けねばならず、毎年1月31日までに前年度の番組制作、配給業績を広電総局に報告しなければならない。

第四章 罰則

第二十一条 本規定に違反するものは「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」および「テレビ管理条例」に従い処罰する。罪を犯したものは法に基づき刑事責任を追及される。

第五章 附則

第二十二条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の企業もしくはその他経済団体と国内団体との合資、合弁で設立されるテレビ番組制作経営企業は本規定を参照に処理する事とする。

第二十三条 本規定は広電総局と商務部の責任において解釈される。

第二十四条 本規定は2004年11月28日をもって施行される。